

発明の実施の判断に関する裁判例

－「コメント配信システム」事件－

R7.3.3 判決 最高裁 令和5年（受）第2028号

特許権侵害差止等請求事件：上告棄却

概要

国外に所在するサーバと国内に所在する端末とを含むシステムを構築する行為が特許法2条3項1号にいう「生産」に当たり、我が国の特許権を侵害するか否かについて、システムを構築するための行為や当該システムを全体としてみて、**当該行為が実質的に我が国の領域内における「生産」に当たると評価されるときは、これに我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はない**とし、控訴審の判断が維持された事例。

特許請求の範囲

[本件発明1]

サーバと、これとネットワークを介して接続された複数の端末装置と、を備えるコメント配信システムであって、

前記サーバは、

前記サーバから送信された動画を視聴中のユーザから付与された前記動画に対する第1コメント及び第2コメントを受信し、

前記端末装置に、前記動画と、コメント情報とを送信し、

前記コメント情報は、

前記第1コメント及び前記第2コメントと、

前記第1コメント及び前記第2コメントのそれぞれが付与された時点に対応する、前記動画の最初を基準とした動画の経過時間を表す動画再生時間であるコメント付与時間と、を含み、

前記動画及び前記コメント情報に基づいて、前記動画と、前記コメント付与時間に対応する動画再生時間において、前記動画の少なくとも一部と重なって、水平方向に移動する前記第1コメント及び前記第2コメントと、を前記端末装置の表示装置に表示させる手段と、

前記第2コメントを前記1の動画上に表示させる際の表示位置が、前記第1コメントの表示位置と重なるか否かを判定する判定部と、

重なりと判定された場合に、前記第1コメントと前記第2コメントとが重ならない位置に表示されるよう調整する表示位置制御部と、を備えるコメント配信システムにおいて、

前記サーバが、前記動画と、前記コメント情報とを前記端末装置に送信することにより、前記端末装置の表示装置には、

前記動画と、

前記コメント付与時間に対応する動画再生時間において、前記動画の少なくとも一部と重なって、水平方向に移動する前記第1コメント及び前記第2コメントと、が前記第1コメントと前記第2コメン

トとが重ならないように表示される、コメント配信システム。

主な争点

我が国の領域外に所在するサーバと領域内に所在する端末とを含むシステムを構築する上告人の行為が特許法2条3項1号にいう「生産」に当たり、我が国の特許権を侵害するか

経緯

1 一審

第一審は、特許法2条3項1号の「生産」に該当するためには、特許発明の全ての構成要件を満たす物が国内で新たに作り出されることが必要であると解し、上告人の行為は本件発明1に係るシステムの「生産」に該当しないとして、本件特許権の侵害を否定した。

2 控訴審（原審）

控訴審は、ネットワーク型システムを新たに作り出す行為が、特許法2条3項1号の「生産」に該当するか否かについては、当該システムの一部であるサーバが国外に存在する場合であっても、具体的な事情を総合考慮したうえで、当該行為が我が国の領域内で行われたものとみることができるときは、特許法2条3項1号の「生産」に該当すると解するのが相当である、と説示した。

そして、控訴審は、米国に存在するサーバから国内のユーザ端末への各ファイルの送信、及び国内のユーザ端末による受信（送受信）は一体として行われ、国内のユーザ端末の各ファイルの受信によってシステムが完成することからすれば、上記送受信は国内で行われたものと観念することができる点、国内に存在する上記ユーザ端末は、本件発明1の主要な機能である動画上に表示されるコメント同士が重ならない位置に表示されるようにするために必要とされる表示位置制御部の機能を果たす点、当該システムは上記ユーザ端末を介して国内から利用できる

ものであり、コメントを利用したコミュニケーションにおける娯楽性の向上という本件発明1の効果は国内で発現している点、及び、その国内における利用は、控訴人（被上告人）が本件発明1に係るシステムを国内で利用して得る経済的利益に影響を及ぼし得るものである点を総合考慮すると、被控訴人（上告人）によるシステムの生産行為は、我が国の領域内で行われたものとみることができるから、本件発明1との関係で、特許法2条3項1号の「生産」に該当するものと認められる、と判断した。

裁判所の判断

『4（1） 我が国の特許権の効力は、我が国の領域内においてのみ認められるが（最高裁平成12年（受）第580号同14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁参照）、電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、サーバと端末とを含むシステムについて、当該システムを構築するための行為の一部が電気通信回線を通じて我が国の領域外からされ、また、当該システムの構成の一部であるサーバが我が国の領域外に所在する場合に、我が国の領域外の行為や構成を含むからといって、常に我が国の特許権の効力が及ばず、当該システムを構築するための行為が特許法2条3項1号にいう「生産」に当たらないとすれば、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなどし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない。そうすると、そのような場合であっても、システムを構築するための行為やそれによって構築されるシステムを全体としてみて、当該行為が実質的に我が国の領域内における「生産」に当たると評価されるときは、これに我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はないというべきである。

（2） 本件配信は、プログラムを格納したファイル等を我が国の領域外のウェブサーバから送信し、我が国の領域内の端末で受信させるものであって、外形的には、本件システムを構築するための行為の一部が我が国の領域外にあるといえるものであり、また、本件配信の結果として構築される本件システムの一部であるコメント配信用サーバは我が国の領域外に所在するものである。しかし、本件システムを構築するための行為及び本件システムを全体としてみると、本件配信による本件システムの構築は、我が国所在の端末を使用するユーザが本件各サービスの提供を受けるため本件各ページにアクセスすると当然に行われるものであり、その結果、本件システムにおいて、コメント同士が重ならないように調整するなどの処理がされることとなり、当該処理の結果が、本件システムを構成する我が国所在の端末上に表示されるものである。これらのことからすると、本件配信による本件システムの構築は、我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程としてされ、我が国所在の端末を含む本件システムを構成した上で、我が国所在の端末で本件各発明の効

果を当然に奏させるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在地が我が国の領域外にあることに特段の意味はないといえる。そして、被上告人が本件特許権を有することとの関係で、上記の態様によるものである本件配信やその結果として構築される本件システムが、被上告人に経済的な影響を及ぼさないというべき事情もうかがわれぬ。そうすると、上告人は、本件配信及びその結果としての本件システムの構築によって、実質的に我が国の領域内において、本件システムを生産していると評価するのが相当である。

以上によれば、本件配信による本件システムの構築は、特許法2条3項1号にいう「生産」に当たるといえるべきである。』

検討

システムを構築する行為が実質的に国内での「生産」に当たると評価されるか否かにおいて、本判決では、「システムの構築は、我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程としてされ、我が国所在の端末を含む本件システムを構成した上で、我が国所在の端末で本件各発明の効果を当然に奏させるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在地が我が国の領域外にあることに特段の意味はないといえる。」と述べられている。これに鑑みると、システムの構築行為が国内での「生産」と評価されるうえでは、当該構築の過程が国内でのサービス提供に付随して行われる点、及び、国内の端末で本件発明の効果が発現している点が重要な要素となるといえる。

実務上の指針

本判決は、国外に存在するサーバを構成要素とするシステムを新たに作り出す行為が特許法2条3項1号にいう「生産」に該当し得ることを示した点で、重要な判決である。ネットワーク型システムの発明について、サーバの所在地のみでは、構成要件の充足が否定されることが明確になった。

また、本件の当事者による令和5年（受）第14号、第15号特許権侵害差止等請求控訴事件（最高裁）では、動画上にコメントを表示する表示装置と、当該表示装置を機能させるプログラムの発明に関して、国外に設置されたサーバから国内のユーザに向けてプログラムを配信する行為が特許法2条3項1号及び同法101条1号に該当するか否かが争われ、当該事件においても、諸事情を考慮し、上記配信行為が実質的かつ全体的にみて国内で行われたものと評価できるか否かが重要視された。

端末が国内に存在すれば直ちに、ネットワーク型システムの構築が国内での「生産」に該当するわけではない点に留意すべきであるが、ネットワーク型システムに係る発明の充足論において、サーバの所在地よりも、当該システムの性質及び効果が占める比重が増したといえる。

以上